

水俣病裁判

“見舞いも含んでいた”

西田 証人 漁業補償で新証言

西田栄一元新日窒水俣工場長の
 反対尋問が続けられている水俣病
 裁判の第二十五回口頭弁論は、十
 一日午前十時から熊本地裁民事三
 部斎藤次郎裁判長係りで開かれ、
 被告側は漁業補償問題、工場排水
 処理について西田氏を尋問した。

漁業補償については、三十四年
 秋の漁業紛争を中心に昭和二十九

年七月の水俣漁協との補償交渉か
 ら三十五年十月の同漁協に対する
 第二次補償まで、当時の社会的背
 景、とくに会社のおかれた立場を
 重点に詳しくたじた。

この中で水俣漁協に対する第一
 次補償は、八幡地区の埋め立てを
 契機に、会社側が申し入れたもの
 である点を確認、十一回口頭弁論

で原告が追及した「会社は埋め立
 て補償で漁業補償をすりかえた」
 とする点に反論した。また、三十
 四年十二月十八日水俣病補償調停
 委(県知事など四氏)の行なつた補
 償について、西田証人は「一般的
 な漁業補償としては、他に例のな
 い高額(一億円)であり、この補
 償は水俣病に起因する漁業紛争も
 含むと理解していた」と証言、当
 時会社側が公式的に表明していた

「水俣病問題は工場とは無関係
 で、そのための補償ではない」と
 いう主張をくつがえす発言をして
 注目された。これについて原告弁

護団は、三十四年末の患者補償、
 いわゆる見舞い金契約の有効性を
 ささえるためのものと判断してい
 る。

午後は、工場排水処理について

尋問、サイクレーターや八幡プー
 ルの構造、効果について詳しく
 たたし、通産省企業局がまとめた
 「工場排水処理現況」などを証拠
 に、チツソの排水処理が、当時の
 日本の化学工場のレベル以上であ
 った点を強調した。

サイクレーターについて西田証
 人は「日本の化学工業のトップレ
 ベルにあり、無機水銀は六一八
 割除去できた」と述べたが、肝心
 のメチル水銀が処理できたかどう
 かについては「工場排水にメチル
 水銀があるかどうかもわかってい
 ない時点なので、効果はわからない」と原告側に対する答弁を繰り返した。反対尋問は十二日も行な
 われる。